

<p>都市計画道路山梨市駅南線道路改良工事 (山梨市) について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和5年度</p>	<p>200,000 千円</p>
<p>都市計画道路塩部町開国橋線電線共同溝工事 (甲斐市) について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和5年度</p>	<p>120,000 千円</p>
<p>都市計画道路滝坂下今井線電線共同溝工事 (甲斐市) について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和5年度</p>	<p>120,000 千円</p>
<p>都市計画道路田富町敷島線電線共同溝工事 1 工区 (甲斐市) について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和5年度</p>	<p>200,000 千円</p>
<p>都市計画道路田富町敷島線電線共同溝工事 2 工区 (甲斐市) について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和5年度</p>	<p>200,000 千円</p>
<p>都市計画道路田富町敷島線電線共同溝工事 3 工区 (甲斐市) について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和5年度</p>	<p>200,000 千円</p>
<p>都市計画道路田富町敷島線道路改良工事 1 工区 (甲斐市) について用地取得及び物件 移転補償契約を締結すること。</p>	<p>令和5年度</p>	<p>60,000 千円</p>

都市計画道路田富町敷島線道路改良工事 2 I区 (甲斐市) について用地取得及び物件 移転補償契約を締結すること。	令和 5 年度	60,000 千円
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事 1 I区 (甲斐市) について請負契約を締結す ること。	令和 5 年度	200,000 千円
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事 2 I区 (甲斐市) について請負契約を締結す ること。	令和 5 年度	200,000 千円
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事 3 I区 (甲斐市) について請負契約を締結す ること。	令和 5 年度	200,000 千円
都市計画道路島上条山宮線電線共同溝工事 (甲斐市) について請負契約を締結すこ と。	令和 5 年度	120,000 千円
都市計画道路桜井町敷島線電線共同溝工事 1 I区 (甲斐市) について請負契約を締結 すること。	令和 5 年度	120,000 千円
都市計画道路桜井町敷島線電線共同溝工事 2 I区 (甲斐市) について請負契約を締結 すること。	令和 5 年度	120,000 千円

都市計画道路石和温泉駅前線電線共同溝工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	令和5年度	70,000 千円
小瀬スポーツ公園照明設備改修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和5年度	120,000 千円
小瀬スポーツ公園陸上競技場スタンド棟改修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和5年度	20,000 千円
小瀬スポーツ公園野球場改修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和5年度	60,000 千円
小瀬スポーツ公園野球場スタンド棟改修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和5年度	20,000 千円
小瀬スポーツ公園武道館改修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和5年度	80,000 千円
小瀬スポーツ公園給水施設改修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和5年度	50,000 千円
釜無川スポーツ公園屋外トイレ改修工事（甲斐市）について請負契約を締結すること。	令和5年度	30,000 千円

舞鶴城公園外壁改修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和5年度	30,000千円
富士北麓公園野球場改修工事（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	令和5年度	30,000千円
笛吹川フルーツ公園フルーツミュージアム改修工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	令和5年度	80,000千円
笛吹川フルーツ公園水槽棟改修工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	令和5年度	40,000千円
笛吹川フルーツ公園野外ステージ設備改修工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	令和5年度	30,000千円
富士川クラフトパークカヌー場管理棟・屋外トイレ改修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和5年度	20,000千円
富士川クラフトパーク休養施設改修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和5年度	50,000千円
富士川クラフトパーク橋梁改修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和5年度	60,000千円

富士川クラフトパーク非常用電源設備設置工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和5年度	80,000 千円
富士川クラフトパーク照明設備改修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和5年度	60,000 千円
桂川ウエルネスパーク遊具改修工事（大月市）について請負契約を締結すること。	令和5年度	30,000 千円
県営住宅使用料納入通知書の印刷等について委託契約を締結すること。	令和5年度	2,028 千円
令和4年度小学校教員確保推進事業に係る奨学金返還支援の対象者に対し助成すること。	令和4年度から 令和16年度まで	25,680 千円
運転者管理システムの移行及び関連機器等の改修について委託契約を締結すること。	令和4年度から 令和5年度まで	428,737 千円

第4表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
			5.0%以内 (ただし、	

農地費	1,826,000	普通債 貸券 借券 発行	利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見 直しを行 った後、 当該利 率は、 当該利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとする。
林業費	1,335,000	同	同	同
道路橋りょう費	8,265,000	同	同	同
河川砂防費	2,397,000	同	同	同
都市計画費	1,649,000	同	同	同
住宅費	465,000	同	同	同
国直轄事業費負担金	3,535,000	同	同	同
災害復旧費	1,151,000	同	同	同
山梨県立大学整備費	85,000	同	同	同
公共施設等長寿命化等事業費	4,201,000	同	同	同
高齢者居室等整備資金				

貸付金	4,000	同	上	同	上	同	上
福祉プラザ改修費	5,000	同	上	同	上	同	上
障害児(者)施設整備費	8,000	同	上	同	上	同	上
県立病院機構貸付金	1,051,000	同	上	同	上	同	上
愛宕山こどもの国整備費	298,000	同	上	同	上	同	上
自然公園施設整備費	70,000	同	上	同	上	同	上
北岳山荘整備費	155,000	同	上	同	上	同	上
西沢溪谷歩道改修費	40,000	同	上	同	上	同	上
総合農業技術センター整備費	556,000	同	上	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	5,095,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業費	723,000	同	上	同	上	同	上
河川等整備事業費	5,839,000	同	上	同	上	同	上
高等学校建設費	156,000	同	上	同	上	同	上
駐在所等整備費	126,000	同	上	同	上	同	上
警察本部庁舎等整備費	3,000	同	上	同	上	同	上

警察官待機宿舎費	4,000	同	上	同	上	同	上
警察ヘリコプターテレビジョン整備費	117,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備費	186,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	8,438,000	同	上	同	上	同	上
計	47,783,000						

2 令和4年度山梨県一般会計補正予算

令和4年度山梨県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,347,935千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ555,092,409千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計

9 国庫支出金		94,041,353	1,347,935	95,389,288
	2 国庫補助金	71,028,323	1,347,935	72,376,258
14 諸収入		91,378,372	7,000,000	98,378,372
	3 貸付金等償還金	84,534,633	7,000,000	91,534,633
	歳入合計	546,744,474	8,347,935	555,092,409

歳出

3 民生費	款 項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		補正前の額	補正額	計
	2 児童福祉費	17,330,234	31,200	17,361,434
	1 商工費	73,554,958	8,316,735	81,871,693
	歳出合計	546,744,474	8,347,935	555,092,409

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
<p>山梨県信用保証協会が、令和4年度に債務保証する新型コロナウイルス感染症関連借換融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償すること。</p>	<p>令和4年度から令和21年度まで</p>	<p>金融機関が、新型コロナウイルス感染症関連借換融資として総額21,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証を行ったことよって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の20%以内（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の範囲内とする。）</p>
<p>令和4年度融資に係る新型コロナウイルス感染症関連借換融資の利子補給を行うこと。</p>	<p>令和5年度から令和7年度まで</p>	<p>融資限度額 10,000千円の利率年 2.1%</p>

3 令和4年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

令和4年度山梨県恩賜県有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,565,327千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		5,000
	1 負担金	5,000
2 使用料及び手数料		1,985,782
	1 使用料	1,985,782
3 県支出金		1,576,277
	1 県補助金	1,576,277
4 財産収入		2,298,964
	1 財産運用収入	1,952,931
	2 財産売払収入	346,033
5 寄附金		6,001
	1 寄附金	6,001
6 繰越金		892,763

7 諸 収 入	1 繰 越 金	892,763
	1 受 託 事 業 収 入	560
	2 延 滞 金、加 算 金 及 び 料 過	1
	3 雑 入	2,967
8 県 債		797,012
	1 県 債	797,012
歳 入	合 計	7,565,327

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 費		880,552
	1 管 理 費	880,552
2 事 業 費		3,128,613
	1 事 業 費	3,128,613

3	交付金				2,259,426
		1	交付金		2,259,426
4	公債費				985,736
		1	公債費		985,736
5	繰出金				310,000
		1	一般会計繰出金		310,000
6	予備費				1,000
		1	予備費		1,000
	歳出		合計		7,565,327

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
			5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金)	政府資金については、その融資条件により、銀

林道災害復旧費	514,000	普通債券発行	同上	について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができ。
林道災害復旧費	37,000	同上	同上		同上
借換債	246,012	同上	同上		同上
計	797,012				

4 令和4年度山梨県災害救助基金特別会計予算

令和4年度山梨県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ257,581千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	項	金額
---	---	----

1 国庫支出金			74,097
	1 国庫負担金		74,097
2 財産収入			11
	1 財産運用収入		11
3 繰入金			102,473
	1 繰入金		102,473
4 県債			81,000
	1 県債		81,000
歳入	合計		257,581

歳出

款	項	金額
1 災害救助費		257,581
	1 災害救助費	257,581
	合計	257,581

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害救助基金貸付金	81,000	災害救助法の定めるところによる。	無利子	災害救助法の定めるところによる。
計	81,000			

5 令和4年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和4年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ119,249千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

**第1表 歳入歳出予算
歳入**

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,272
	1 繰入金	1,272
2 繰越金		64,668

	1 繰越金		64,668
3 諸収入			53,309
	1 貸付金元利収入		53,303
	2 雑収入		6
歳入	合計		119,249

歳出

款	項	金額	額
1 母子父子寡婦福祉費			113,406
	1 母子父子寡婦福祉費		113,406
2 公債費			3,340
	1 公債費		3,340
3 繰出金			2,503
	1 一般会計繰出金		2,503
歳出	合計		119,249

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
令和4年度に母子父子寡婦福祉資金について貸付けを決定すること。	令和5年度から令和9年度まで		101,448 千円

6 令和4年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

令和4年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,251,784千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。
(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

**第1表 歳入歳出予算
歳 入**

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 越 金		515,659
	1 繰 越 金	515,659

2 諸 収 入			1,086,125
	1 貸付金償還金		1,086,125
3 県 債			650,000
	1 県 債		650,000
歳 入	合 計		2,251,784

歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 近 代 化 金 資 金 貸 付 金		2,251,784
	1 中 小 企 業 近 代 化 金 資 金 貸 付 金	2,251,784
	歳 出 合 計	2,251,784

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公益財団法人やまなし産業支援機構が、令和4年度において、県及び金融機関からの借入金並びに自己資金により行う県単独中	令和4年度から	借入元本及び自己資金500,000千円の元利合計金額（遅延利息含む。）の45%以内（リースにあつ

小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。

令和14年度まで

ては50%以内)のうち自己資金40,000千円を除いた額

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等設備導入資金貸付金	650,000	普通貸借	0.5%以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める融資条件による。
計	650,000			

7 令和4年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

令和4年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,000,358千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		800,000
	1 繰入金	800,000

2	繰越金		
		1	繰越金
3	諸収入		
		1	貸付金元利収入
歳入		合計	2,000,358

歳出

款	項	金額	
1	市町村振興資金 貸付金	2,000,358	
		1	資金貸付金
歳出		合計	2,000,358

8 令和4年度山梨県県税証紙特別会計予算

令和4年度山梨県県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,093,025千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県税証紙収入	1 県税証紙収入	1,093,024
	1 繰越金	1
歳入合計		1,093,025

歳出

款	項	金額
1 繰出金	1 一般会計繰出金	1,093,025
	歳出合計	1,093,025

9 令和4年度山梨県集中管理特別会計予算

令和4年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,837,989千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		54,120
	1 使用料	54,120
2 繰入金		39,691
	1 繰入金	39,691
3 諸収入		101,744,178
	1 振替収入	101,744,178
歳入	合計	101,837,989

歳出

款	項	金額
1 自動車管理費		24,520
	1 自動車管理費	24,520
2 給与管理費		101,719,300

	1 給与管理費	101,719,300
3 通信管理費	1 通信管理費	74,294
4 車両燃料管理費	1 車両燃料管理費	19,875
歳出	合計	101,837,989

10 令和4年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和4年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,089千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金	1 繰入金	1,585
		1,585

2	繰越金			
		1	繰越金	53,157
3	収入			
		1	貸付金償還金	29,345
		2	雑入	2
歳入		合計		84,089

歳出

	款	項	金額
1	林業・木材貸付金 改善資金		
		1	資金貸付金
2	木材産業等高度化 推進資金		
		1	資金貸付金
歳出		合計	84,089

11 令和4年度山梨県公債管理特別会計予算

令和4年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124,704,123千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

**第1表 歳入歳出予算
歳入**

(単位千円)

款	項	金額
1 財産収入	1 財産運用収入	99,947
	2 繰入金	78,430,185
	3 県債	46,173,991
2 繰入金	1 一般会計繰入金	71,565,512
	2 基金繰入金	6,864,673
3 県債	1 県債	46,173,991

歳入合計	124,704,123
------	-------------

歳出

款	項	金額
1 公債費	1 公債費	124,604,176
	2 諸支出金	99,947
	1 県債管理基金積立金	99,947
歳出合計		124,704,123

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	46,173,991	普通債 貸券 借発 又行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据

			しを行った後においては、当該見直し後の利率)	置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	46,173,991			

12 令和4年度山梨県国民健康保険特別会計予算

令和4年度山梨県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74,740,203千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

**第1表 歳入歳出予算
歳入**

(単位千円)

款	項	金額	額
1 分担金及び負担金			48,124,601
	1 負担金		48,124,601
2 国庫支出金			21,126,181

	1 国庫負担金	15,209,297
		2 国庫補助金
3 財産収入		33
	1 財産運用収入	33
4 繰入金		4,837,119
	1 一般会計繰入金	4,837,119
5 繰越金		600,000
	1 繰越金	600,000
6 諸収入		52,269
	1 貸付金償還金	52,269
歳入	合計	74,740,203

歳出

款	項	金額
1 総務費		46,172

	1 総務管理費	45,806	
	2 国民健康保険運営費 協議会	366	
2 保険給付費等金	1 保険給付費等交付金	59,295,251	
3 介護納付金	1 介護納付金	4,255,450	
	1 前期高齢者納付金	23,178	
5 後期高齢者支援金	1 後期高齢者支援金	10,867,118	
	1 病床転換支援金	374	
7 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	138,702	
	1 共同事業拠出金	138,702	
8 保健事業費		61,656	

	1 保 健 事 業 費		61,656
9 諸 支 出 金			52,302
	1 国 民 健 康 保 險 財 政 安 定 化 基 金 積 立 金		52,302
歳 出 合 計			74,740,203

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
糖尿病性腎症重症化予防のための研修業務について委託契約を締結すること。	令和5年度から令和6年度まで		72,486 千円
各市町村のデータヘルス計画の標準化を図る業務について委託契約を締結すること。	令和5年度		4,092 千円

13 令和4年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 461,124,650キロワットアワー
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電気事業収益
 第1項 営業収益 5,672,669千円
 第2項 財務収益 4,954,624千円
 第3項 事業外収益 10,093千円
 第4項 特別利益 707,922千円
 30千円
 支 出
 第1款 電気事業費用 5,007,814千円
 第1項 営業費用 4,166,075千円
 第2項 財務費用 3,898千円

第3項 事業外費用 832,811千円
 第4項 特別損失 30千円
 第5項 予備費 5,000千円
 (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額5,151,104千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額202,195千円、減債積立金94,910千円、建設改良積立金368,040千円、中小水力発電開発改良積立金286,976千円、地域文化振興等積立金1,019,450千円及び過年度分損益勘定留保資金3,179,533千円で補填するものとする。)

収入

第1款 資本的収入 48,145千円
 第1項 固定資産売却代金 10千円
 第2項 長期貸付金償還金 38,135千円
 第3項 国庫補助金 10,000千円

支出

第1款 資本的支出 5,199,249千円
 第1項 水力発電所建設費 202,000千円
 第2項 小水力発電所建設費 200,000千円
 第3項 水力発電設備改良費 3,029,132千円
 第4項 業務設備改良費 27,977千円
 第5項 事業外設備改良費 980,450千円
 第6項 水力発電地点等開発調査費 45,980千円
 第7項 水力発電設備改良調査費 118,800千円
 第8項 企業償還金 94,910千円
 第9項 繰出金 500,000千円
 (継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年割額	
				年度	年割額
1 電気事業費用	1 営業費用	発電総合制御所監視制御システム改修事業	122,510千円	令和4年度	
				令和5年度	

資本的支出	小水力発電設備改良費	深城第二発電所建設事業	令和6年度		令和5年度	
			440,000千円	令和4年度	令和5年度	440,000千円
1 資本的支出	水力発電設備改良費	発電総合制御所監視制御システム改修	450,780千円	令和4年度	令和5年度	360,624千円
				令和6年度		90,156千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水力発電施設的设计業務について委託契約を締結すること。	令和4年度から令和5年度まで	55,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費等
 (たな卸資産購入限度額) 1,022,289千円

第9条 たな卸資産の購入限度額は、305,794千円と定める。

14 令和4年度山梨県営温泉事業会計予算
 (総則)

第1条 令和4年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給湯口数 468口
 - (2) 年間総給湯量 656,200立方メートル
 - (3) 一日平均給湯量 1,798立方メートル
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- 第1款 温泉事業収益 132,233千円
- 第1項 営業収益 126,361千円
- 第2項 営業外収益 5,862千円
- 第3項 特別利益 10千円

支出

- 第1款 温泉事業費用 156,454千円
 - 第1項 営業費用 149,182千円
 - 第2項 営業外費用 5,932千円
 - 第3項 特別損失 340千円
 - 第4項 予備費 1,000千円
- (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額31,648千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額378千円、建設改良積立金27,500千円及び過年度分損益勘定留保資金3,770千円で補填するものとする。)

収入

- 第1款 資本的収入 10千円
- 第1項 固定資産売却代金 10千円

支出

- 第1款 資本的支出 31,658千円
 - 第1項 温泉事業設備改良費 31,655千円
- (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

- (1) 職員給与費等 30,222千円
- (たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,202千円と定める。

15 令和4年度山梨県営地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 丘の公園年間総収容人員 184,950人
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- 第1款 地域振興事業収益 140,438千円
- 第1項 営業収益 140,400千円
- 第2項 営業外収益 28千円
- 第3項 特別利益 10千円

支出

- 第1款 地域振興事業費用 124,537千円
 - 第1項 営業費用 116,225千円
 - 第2項 営業外費用 7,302千円
 - 第3項 特別損失 10千円
 - 第4項 予備費 1,000千円
- (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額66,126千円は、過年度分損益勘定留保資金49,327千円及び当年度分損益勘定留保資金16,799千円で補填するものとする。)

収入

- 第1款 資本的収入 10千円
- 第1項 固定資産売却代金 10千円

支 出

- 第1款 資本的支出 66,136千円
- 第1項 地域振興事業設備改良費 27,000千円
- 第2項 他会計借入金償還金 38,136千円
- 第3項 予備費 1,000千円
- (一時借入金)
- 第5条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。
- (予定支出の各項の経費の金額の流用)
- 第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 営業費用と営業外費用との間

16 令和4年度山梨県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度山梨県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間総処理水量 47,674,000m³
- (2) 1日平均処理水量 130,614m³
- (3) 流域関連市町村数 19市町村
- (4) 建設改良費 1,890,878千円
- (収益的収入及び支出)
- 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 下水道事業収益 8,500,736千円
- 第1項 営業収益 3,604,515千円
- 第2項 営業外収益 4,896,217千円
- 第3項 特別利益 4千円

支 出

- 第1款 下水道事業費用 8,442,147千円
- 第1項 営業費用 8,326,247千円
- 第2項 営業外費用 114,899千円
- 第3項 特別損失 1千円
- 第4項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,226,706千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,691千円、過年度分損益勘定留保資金760,559千円及び当年度分損益勘定留保資金409,456千円で補填するものとする。)

収 入

- 第1款 資本的収入 1,888,559千円
- 第1項 企業債 383,000千円
- 第2項 国庫補助金 1,007,500千円
- 第3項 市町村負担金 435,029千円
- 第4項 他会計補助金 63,030千円

支 出

- 第1款 資本的支出 3,115,265千円
- 第1項 建設改良費 1,890,878千円
- 第2項 企業債償還金 1,224,387千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
釜無川流域下水道建設事業に係る釜無川浄化センター1系最初沈殿池かき寄せ機更新工事(南巨摩郡富士川町)について請負契約を締結すること。	令和5年度から令和6年度まで	270,000千円
釜無川流域下水道建設事業に係る釜無川浄化センター1系最初沈殿池かき寄せ機更新工事(南巨摩郡富士川町)について請負契約を締結すること。	令和5年度から令和6年度まで	210,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法

建設改良費	383,000千円	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れを行う場合は、当該利率において直した後に、当該利率は、直した後の利率)	政府資金については、その融資条件に優り、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができ
計	383,000千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間
(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 178,627千円
(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業の経営基盤の強化及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,494,608千円である。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番